

# 著作権規定の制定について

2012年11月25日に開催された理事会にて、新たに「著作権規定」を制定することが決議されました。従来本学会「投稿規程」に著作権に係わる規定類が個別に含まれておりましたが、学会誌掲載論文のみを対象としており、当学会に係わる著作物全体をカバーするものではありませんでした。昨今の学術団体における著作権の保護、あるいは著作権に係わる紛争に対する対処方針の明確化への動きを受け、本学会においても著作権ポリシーの明確化、著作権の譲渡、許諾、紛争処理、あるいは著作物に係わるコンプライアンスなどを総合的にルール化することが求められております。これを受け学会事務局、編集委員会及び広報委員会において著作権ルールのとりまとめを進め、このたび「一般社団法人日本溶射学会 著作権規定」として理事会にて了解され、正式に制定することとなりました。

## 一般社団法人日本溶射学会 著作権規定

### (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本溶射学会（以下、「法人」という）の事業において創作された著作物に係る著作権に関する法人の基本的認識（以下、「著作権ポリシー」という）、著作権の保護と利用、作者の責任、紛争処理について規定するものである。

### (用語)

第2条 この規定において用いられる用語は著作権法により規定される。

2 この規定において用いられる用語の定義は附則1に示す通りである。

### (著作権に係る著作物の範囲)

第3条 この規定による著作財産権及び著作者人格権に係る著作物は、次のものとする。

- (1) 法人が発行する「一般社団法人日本溶射学会誌 溶射」に掲載された論文および記事などすべての文書
- (2) 法人が発行する「全国講演大会講演論文集」に掲載された論文および記事などすべての文書
- (3) 法人が発行する書籍、講習会配布物、パンフレットに掲載された記事などすべての文書

### (著作権ポリシー)

第4条 法人は、著作者の権利を保護し、創作を奨励することが学術の進歩及び産業の発展につながるものであること、また法人に帰属する著作権は法人に所属する会員すべてにとっての財産であるとの認識に基づき、法人の事業に係り生じた著作権を保護するとともに、その利活用についても努めるものである。

### (著作権の譲渡)

第5条 第3条に規定された著作物に係る著作権は、掲載が

決定された段階で代表著作者から法人へ文書または電磁的方法により譲渡される。

- 2 第1項の著作権の譲渡に際して、代表著作者以外の共同著作者は著作権の譲渡に関して代表著作者に委任することができる。
- 3 著作者が著作財産権を法人に譲渡することなく、当該著作物の掲載を希望する場合は、事前に法人に対し承認を得なければならない。第3条第1項(1)の著作物に関しては、編集委員長の、他の著作物については会長もしくはその代理者の承認を得なければならない。
- 4 前項の代理者については会長が定める。

### (著作権の帰属)

第6条 第5条により法人に譲渡された著作権は法人に帰属する。

- 2 第5条第3項の著作権の帰属については、著作者と法人が協議して決定する。
- 3 第5条により法人に譲渡された著作権に係る著作物が、掲載が決定されたのち何らかの理由により掲載がなされなかった場合には、当該著作権は著作者に返還される。

### (著作権の行使)

第7条 法人は第5条により著作者から譲渡された著作物の著作物財産権を行使することができる。

- 2 法人は譲渡された著作権を用いて、電磁的方法により二次的著作物を作成し、また二次的著作物の集合体に検索機能を付与した著作物を創作することができる。

### (著作者人格権の不行使)

第8条 第5条により法人に譲渡された著作権に係る著作物

に対して、著作者は法人及び法人が著作物の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

- 2 著作者は第7条第2項の二次的著作物及び検索機能を付与した著作物に対して、著作者人格権を行使しない。

#### (著作者による利用)

- 第9条 第5条により法人に譲渡された著作権の著作者は、第3条(1)もしくは(2)の著作物の一部を複製し、翻訳し、もしくは翻案して利用することができる。
- 2 第1項の利用について、著作物の全部を複製の形で他の著作物に利用する場合には、事前に法人に文書もしくは電磁的方法により申し出を行い、承認を得なければならない。

#### (第三者への利用許諾)

- 第10条 法人は第5条により法人に譲渡された著作権に対し、その利用目的が学会活動の趣旨に合致する場合、第三者に利用を許諾することができる。
- 2 法人は前項の著作権の利用許諾において、営利目的での利用であっても適正な対価を当該第三者が法人に支払う場合には許諾することができる。
  - 3 前項の対価の額については法人が定める。
  - 4 第3条(1)の著作物に対して、当該著作物の著作者の所属する機関であって、当該機関のリポジリーへの電磁的方法による登載に対して、無料で利用を許諾することができる。

#### (第三者への委託)

- 第11条 法人は第5条により法人に譲渡された著作権に対し、外部機関に著作物を複製し翻訳し出版する権利の行使を委任することができる。

#### (著作者による侵害行為の禁止)

- 第12条 第3条(1)に記された著作物の著作者は、法人以外の機関が発行する刊行物に掲載された、もしくは投稿中の著作物と同一内容の著作物の掲載を求めはならない。
- 2 著作者は第3条に記された著作物において、他の著作物から図表をそのまま転載する場合には、図表の著作者及び発行者の許可を得ておかなければならない。

#### (多重譲渡の禁止)

- 第13条 著作者は第5条により法人に対して譲渡された著作物に係る著作物財産権を第三者に譲渡もしくは利用許諾してはならない。

#### (著作者による紛争対応)

- 第14条 著作権に関して紛議が生じた場合、当該著作物の内容に関しては著作者が責任をもって対応する。

#### (著作権に係る紛争処理)

- 第15条 第5条により法人に譲渡された著作権に係る紛争が生じた場合、第14条に係る紛争以外の紛争については法人が主に対応する。

#### (他学会との共同著作物の取り扱い)

- 第16条 法人が他の機関と共同刊行している刊行物に係る著作権の譲渡及び利用許諾については、共同刊行に係る機関と協議して設定するものとする。

#### (規定の改廃)

- 第17条 この規定を改廃は理事会の決議を要する。

#### 附則1 用語の定義

- (1) 著作財産権：著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権および演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原著作物の権利）に定めるすべての権利とする。
- (2) 著作者人格権：著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）および第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利とする。
- (3) 著作物：著作権法第2条第1号に定めるもののうち、思想を創作的に表現したものであって学術の範囲に属するものとする。
- (4) 著作者：著作権法第2条第1項第2号に規定するものとする。